

取り扱い公費負担医療について

【各種保険・指定医療】

健康保険（保険薬局） / 労働者災害補償保険（労災）

生活保護法に基づく指定（医療・介護）

【医療費助成制度】

自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）

指定難病医療費助成 / 小児慢性特定疾病医療支援

母子保健法（養育医療・未熟児養育医療など）

地方自治体福祉医療費助成（子ども・ひとり親家庭・重度心身障害者医療など）

【その他の公費医療】

感染症予防法 / 原爆被爆者援護 / 戦傷病者特別援護 / 公害健康被害補償

※受給者証や医療券をお持ちの方は、受付時に処方箋と一緒にご提示ください。

評価療養、患者申し出療養又は選定療養、 長期収載品の保険付与について

令和6年10月1日から長期収載品を患者さん自身が希望した際に選定療養費として自己負担が発生します。長期収載品と後発医薬品の差額の2分の1に相当する金額を、選定療養費として患者様にご負担いただく仕組みです。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※詳細については厚生労働省ホームページをご確認ください。

療養の給付と直接関係のないサービス等の取扱いについて

薬剤の容器代…必要に応じて容器代を頂戴しております。

医薬品の郵送料…患者様のご希望によるお薬の郵送の場合、原則患者様のご負担となります。

お薬の一包化…医師の指示がない一包化については、保険適用外となります。

明細書発行について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行いたしております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

夜間・休日等加算および時間外等加算について

厚生労働省の定める調剤報酬点数表に基づき、夜間・休日・深夜などの時間帯に処方箋を受付された場合、以下の通り調剤報酬の加算を算定しております。

【夜間・休日等加算（各店舗の開局時間内の対応）】

各店舗の通常の開局時間内であっても、以下の時間帯に処方箋を受付した場合は、「夜間・休日等加算」（処方箋受付1回につき40点・3割負担で120円相当）が適用されます。

- ・平日：19:00～翌朝 8:00
- ・土曜日：13:00～翌朝 8:00
- ・日曜日・祝日・年末年始：終日

※各店舗の該当時間は、各店舗のページをご確認ください。

【時間外等加算（各店舗の開局時間外の対応）】

各店舗の営業時間外（夜間・休日・深夜など）に、緊急対応等で調剤を行った場合は、以下の加算が適用されます。

- ・時間外加算：基礎額の100%
- ・休日加算：基礎額の140%
- ・深夜加算：基礎額の200%

基礎額…調剤管理料・服薬管理指導料・調剤技術料の合計

調剤基本料(全店)

厚生労働省の定める施設基準に基づき、各店舗の処方箋受付回数や医療機関との連携状況に応じた調剤基本料の届け出を行っております。

- 1：杉浦薬局・豊四季ファーマシー・薬局おおたかの森フォレスト・きっこう台薬局
- 2：薬局おおたかの森・みどり薬局

調剤管理料(全店)

患者さまやご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

服薬管理指導料(全店)

患者さまごとに作成した薬剤服用歴をもとに、処方されたお薬に重複や相互作用、アレルギーのリスクがないかを確認しています。その上で、薬剤情報提供文書を用いて、お薬の正しい服用方法や注意点についてご説明しています。また、お薬をお渡しする際には、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用していただくために必要な情報を丁寧にお伝えしています。薬をお渡しした後も、服薬中の体調の変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しています。

(一部店舗では、厚生労働省の定める施設基準に基づきかかりつけ薬剤師指導料の届出を行っています。)

地域支援・医薬品供給体制加算(全店)

後発医薬品 85%以上の調剤や医薬品の安定供給体制の維持に努めています。また、休日・夜間の対応や在宅医療連携、かかりつけ薬剤師による適切な服薬指導など、地域に根ざした質の高い医療サービスを提供しております。

- 1：薬局おおたかの森・薬局おおたかの森フォレスト
- 2：杉浦薬局・きっこう台薬局
- 3：豊四季ファーマシー
- 5：みどり薬局

バイオ後続品調剤体制加算(全店)

医療費の負担軽減や医療保険財政の改善に貢献するため、バイオ後続品の普及に努めています。安全性と効果に配慮し、薬剤師が丁寧な説明と服薬指導を行った上で調剤いたします。

電子的調剤情報連携体制設備加算(全店)

電子処方箋やマイナ保険証等を活用し医療機関と安全にお薬情報を共有しています。過去の処方履歴や併用薬を正確に確認、把握することで、飲み合わせのチェックやより安全な服薬指導に役立てております。

在宅薬学総合体制加算

(杉浦薬局・豊四季ファーマシー・薬局おおたかの森・きっこう台薬局・みどり薬局)

通院が困難な患者様のため、薬剤師によるご自宅への訪問薬剤管理指導を行っています。24時間の調剤・相談体制や多職種連携を整え、お薬の安全な服用とご自宅での安心な療養生活を支えます。

1：全店舗

連携強化加算(全店)

当薬局は災害や感染症の発生時にも医薬品の供給を継続できる体制を確保しています。地方自治体や地域の関係機関と連携し、非常時における地域医療の維持に努めております。

調剤物価対応料(全店)

物価高騰の中でも安全・適切な調剤体制を維持するため、厚生労働省の規定に基づき「調剤物価対応料(3ヶ月に1回)」を算定しております。

調剤ベースアップ評価料(全店)

医療従事者の処遇改善や賃金引き上げを行うための体制を整え、処方箋受付時に「調剤ベースアップ評価料」を算定しております。算定した収益は全額、勤務する薬剤師やスタッフの基本給等の賃金改善に充てております。

無菌製剤処理加算(全店)

点滴や輸液などを安全に準備できるよう、衛生管理が行き届いた無菌設備(クリーンベンチ等)を整えています。医師の指示に基づき高度な無菌調剤を行い、在宅で安心・安全なお薬の治療が続けられるようサポートしています。

在宅患者訪問薬剤管理指導料(全店)

通院が困難な患者様のご自宅やご施設へ薬剤師が定期的に訪問し、お薬の配達や管理、飲み方の指導を行います。医師やケアマネジャー等と連携し、ご自宅で安心してお薬を服用・管理できるようサポートいたします。

特定薬剤管理指導加算 2 (全店)

抗がん剤治療をしている患者様が安心してご自宅で治療を続けられるよう、薬剤師が副作用や飲み合わせをチェックします。不安な点や体調の変化について、いつでもご相談いただけるサポート体制を整えています。

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(全店)

ご自宅での緩和ケアが必要な患者様に対し、持続注射ポンプを用いた医療用麻薬の安全な管理と投薬をサポートしています。24 時間体制で医師や看護師と連携し、ご自宅で苦痛なく穏やかに過ごせる環境を整えます。

在宅中心静脈栄養法加算(全店)

口からのお食事や通常の点滴が困難な患者様に対し、中心静脈栄養に関する高カロリー輸液の調剤や衛生管理をサポートしています。ご自宅で安全に輸液治療が続けられるよう、医師や訪問看護師と連携して対応いたします。

指定介護予防居宅療養管理指導事業者・ 指定居宅療養管理指導事業者 運営規定

(事業の目的)

第1条

当薬局(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

- ・保険薬局であること。
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
- ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
- ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
- ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について

居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。

従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。

従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2. 管理者について

常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始を除く。(営業時間は各店舗により異なる)

利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

通常の実施地域は、柏市周辺の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)

薬剤服用歴の管理

薬剤等の居宅への配送

居宅における薬剤の保管・管理に関する指導

使用薬剤の有効性に関するモニタリング

薬剤の重複投与、相互作用等の回避

副作用の早期発見、未然防止と適切な処置

ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認

使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言

麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価

病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導

患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言・在宅医療機器、用具、材料等の供給・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需

その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、社用車を利用した場合は徴収していない。

(緊急時等における対応方法)

第9条

居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができうる業務態勢を整備する。

従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和8年6月1日より施行する。

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導料について

※点数は全て1点=10円です。

計算例) 10点=100円(3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担)

【在宅患者訪問薬剤管理指導(医療保険対象者)】

同一建物居住者以外…650点/回(1人)

同一建物居住者…320点/回(2-9人)、290点/回(10人以上)

【居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導(介護保険対象者)】

同一建物居住者以外…509円/回

同一建物居住者…377円/回(2-9人)、345円/回(10人以上)

自己負担率により金額が変わります。麻薬の必要な場合は100円が加算されます。月4回まで自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なります。

個人情報保護方針および利用目的

【個人情報保護基本方針】

当薬局は、個人情報保護法および厚生労働省のガイダンスを遵守し、皆様の個人情報を万全の体制で管理いたします。運用規定の策定や責任者の配置を行い、漏洩・滅失の防止に努めるとともに、あらかじめ明示した目的の範囲内でのみ適切に使用いたします。

【個人情報の主な利用目的】

調剤・薬局サービス：処方箋に基づく調剤、服薬指導、在宅訪問等の提供

保険事務・会計：医療保険事務（レセプト作成・請求）、窓口会計業務

医療連携：病院・診療所・訪問看護ステーション・介護事業者等との連携や照会対応

安全管理・品質向上：薬局内における医療事故防止および安全管理の実施

オンライン服薬指導に関する事項 (予約時間、方法、配送方法、支払方法)

予約時間…各店舗営業時間内

方法…LINE、EPARK、MEDIXS

配送方法…宅急便、ポスト投函など(配送料患者様負担)

支払方法…クレジットカード、ペイジーなど